

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	中国電力株式会社	コード	9504
提出日	2025/5/26	異動（予定）日	2025/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	菖蒲田 清孝	社外取締役	○																		
2	田中 洋樹	社外取締役	○																	新任	有
3	岡島 礼奈	社外取締役	○																	新任	有
4	小谷 典子	社外取締役	○																		有
5	久我 英一	社外取締役	○																		有
6	藤本 圭子	社外取締役	○																		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		菖蒲田清孝氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
2		田中洋樹氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
3		岡島礼奈氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
4		小谷典子氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
5		久我英一氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
6		藤本圭子氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

<p>当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定している。</p> <p>〔社外取締役の独立性判断基準〕 当社における社外取締役の独立性は、次の（1）から（5）までに掲げる者のいずれにも該当しないことをもって判断する。 （1）当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者 （2）当社の主要な取引先またはその業務執行者 （3）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） （4）最近において上記（1）から（3）のいずれかに該当していた者 （5）次のいずれかに掲げる者の二親等内の親族 a. 上記（1）から（4）のいずれかに該当する者 b. 当社の子会社の業務執行者または業務執行者ではない取締役 c. 最近において上記b. または当社の業務執行者に該当していた者</p> <p>〔独立役員の属性情報〕の記載省略に関する軽微基準 独立役員（出身元を含む。）との取引および寄付のうち次のものは、その性質や規模に鑑み、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、記載を省略している。 ・電気の需給契約に基づく取引などの定型的取引 ・取引額（寄付を含む。）が1,000万円未満のもの</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。